

第 10 期 川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（骨子案）

第 1 章 総論

I. 計画策定の趣旨

1. 計画策定の趣旨と背景

2. 計画の位置付け

3. 計画の期間

令和 9（2027）年度から令和 11（2029）年度までの 3 か年を計画期間とする。令和 22（2040）年の高齢者人口のピーク時を見据えた中長期的な推計・展望を盛り込みつつ、3 年ごとに見直しを行う。

4. 計画策定に向けた取組及び体制

- （１）川口市介護保険運営協議会の開催
- （２）アンケート調査等の実施
- （３）パブリック・コメントの実施

II. 高齢者を取り巻く現状と課題

1. 統計データからみる川口市

2. 第 9 期計画の振り返り

第 9 期計画の振り返りにあたっては、基本目標と取組に定量的な目標（KPI）に対する達成度合いに応じて客観的に評価するとともに、各施策が効果的に機能しているかについて検討を含めて評価を行う。

3. アンケート結果の概要

- | | |
|---------------------|------------|
| （１）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 | （４）介護事業所調査 |
| （２）在宅介護実態調査 | （５）介護従事者調査 |
| （３）第 2 号被保険者調査 | |

4. 第 10 期計画策定に向けた主な課題

III. 日常生活圏域の状況

1. 川口市の日常生活圏域

本計画においても、本市における生活環境や歴史的な地域の結びつきを踏まえ、引き続き 20 圏域の設定とする。

2. 日常生活圏域別の状況

IV. 計画の基本的な考え方

1. 施策の体系化に関する考え方

第 10 期計画においては、施策ごとの結果だけでなく、各施策が基本方針や基本目標の実現に向けて効果を発揮しているかどうかという視点により計画を評価・管理できるよう、ロジックモデルの活用による施策の体系化を行っている。

2. 計画の推進に向けて

3. 基本方針

高齢者が健やかに暮らし、活躍できるまちづくり・
地域包括ケアシステムの発展

4. 基本目標 及び 5. 施策の体系イメージ

基本目標 1 介護予防・フレイル対策の充実
＜施策＞

- 1 フレイル予防の推進
- 2 介護予防をはじめとする地域支援事業の充実
- 3 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

基本目標 2 高齢者の生きがいと安全安心な暮らしを支える施策の充実
＜施策＞

- 1 在宅福祉・生活支援サービス等の充実
- 2 高齢者の住まいの確保
- 3 高齢者の移動支援【新規】
- 4 頼れる身寄りのない高齢者への支援【新規】
- 5 高齢者の人権尊重と権利擁護の推進
- 6 高齢者虐待防止対策の推進
- 7 生きがいづくりと社会参加の場の充実
- 8 家族介護者への支援
- 9 安全で安心なまちづくりの推進
- 10 地域包括支援センターの効果的な運営

基本目標 3 認知症施策の推進【認知症施策推進計画】【新規】
＜施策＞

- 1 認知症に関する理解の増進と普及啓発
- 2 認知症の予防と早期発見・早期対策の強化
- 3 本人及び家族支援の充実
- 4 認知症になっても安心できる地域づくり
- 5 相談体制の充実

基本目標 4 介護サービスの基盤整備と介護保険事業の持続可能性の確保
＜施策＞

- 1 在宅サービスのニーズへの対応
- 2 地域密着型サービスの整備促進
- 3 施設サービスの充実
- 4 介護人材の確保・定着・質の向上に向けた支援
- 5 介護事業所の安定的運営に向けた支援
- 6 利用しやすく持続可能な介護保険事業の運営

基本目標 5 在宅医療と在宅介護の連携強化
＜施策＞

- 1 切れ目のない在宅医療・介護の相談・提供体制の構築
- 2 関係者間の連携・情報共有の支援
- 3 終活支援の充実

6. SDGs（持続可能な開発目標）とのつながり

第 2 章 施策の展開

前章の施策体系に基づき、施策及び事業を展開。

第 3 章 介護保険事業の見通し

I. 将来フレーム

将来人口、第 1 号被保険者数、要支援・要介護認定者数などの将来フレームを掲載。

II. サービス別利用者数及び利用量の見込み

各サービスの利用者数及び利用量の見込みを算出。

III. 介護保険施設等の整備

第 10 期計画期間中における介護保険施設等の整備について記載。

IV. 給付費等の見込み

各サービスの利用者数等を踏まえ、介護給付、予防給付、総給付、標準給付、地域支援事業費を算出。

V. 第 1 号被保険者の保険料

3 か年の総給付費を見込み、第 1 号被保険者（65 歳以上）の負担率（23％）により算出。
低所得者層の負担軽減（国庫負担金等の活用）を図りつつ、国の制度や法改正を踏まえ、受益と負担のバランスを考慮した多段階（現行 17 段階）の所得階層別保険料を設定し、基準保険料を決定する。

資料編

I. 計画の目標指標一覧

II. 介護サービスの種類

III. 介護保険運営協議会

第10期 川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（施策体系案）

【現計画】の体系

基本目標1

介護予防・フレイル対策の充実

<施策>

- 1 フレイル予防の推進
- 2 介護予防をはじめとする地域支援事業の充実
- 3 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

基本目標2

高齢者の生きがいと安全安心な暮らしを支える施策の充実

<施策>

- 1 在宅福祉・生活支援サービス等の充実
- 2 高齢者の住まいの確保
- 3 認知症施策の推進
- 4 高齢者の人権尊重と権利擁護の推進
- 5 高齢者虐待防止対策の推進
- 6 生きがいづくりと社会参加の場の充実
- 7 家族介護者への支援
- 8 安全で安心なまちづくりの推進
- 9 地域包括支援センターの効果的な運営

基本目標3

介護サービスの基盤整備と介護保険事業の持続可能性の確保

<施策>

- 1 在宅サービスのニーズへの対応
- 2 地域密着型サービスの整備促進
- 3 施設サービスの充実
- 4 介護人材の確保・定着・質の向上に向けた支援
- 5 介護事業所の安定的運営に向けた支援
- 6 利用しやすい持続可能な介護保険事業の運営

基本目標4

在宅医療と在宅介護の連携強化

<施策>

- 1 切れ目のない在宅医療・介護の相談・提供体制の構築
- 2 関係者間の連携・情報共有の支援
- 3 終活支援の充実

アンケート調査結果・第9期計画の振り返り等を受けた第10期計画の見直しの論点整理

- ・成果目標である「要支援認定者の認定更新時における介護度の改善・維持の割合」は、目標値を上回っており、介護予防の効果が見られる
- ・生活習慣の改善が必要だと思いつつも行動変容につなげることが難しく、健康づくりや介護予防サービスに対する利用意欲が低い
- ・高齢者の介護予防への参加意欲を高め、多様な主体が行う活動の担い手を育成、確保していくことが必要

- ・成果目標である「生きがいがあると感じている高齢者の割合」は、減少傾向にあり、高齢者の生きがいづくりへの対策が必要
- ・成果目標である「家族や友人以外の相談相手がいる高齢者の割合」は、減少傾向にあり、見守り体制がさらに重要
- ・在宅での介護において、身体的・精神的ストレスを感じている介護者が多く、家族介護者への支援が必要
- ・地域包括支援センターの認知度が低く、相談窓口としての認知度の向上が必要
- ・外出を控えている理由として「経済的に出られない」や「交通手段がない」の項目が増加傾向にあり、移動支援が必要
- ・賃貸住宅への入居を希望する高齢者が、高齢であることを理由に入居を断られてしまうこともあり、対策が必要
- ・生活支援事業において、近年の物価高騰により事業費の負担が増加しているため、事業を安定的に継続するためには、利用者負担額の妥当性を見直し等を含め検討が必要

- ・「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」、「認知症施策推進基本計画」に基づく「市認知症施策推進計画」として策定
- ・「認知症」に対するイメージとして、「早期発見や適切な対応で進行を遅らせることができる」の割合が高く、今後も「新しい認知症観」に基づいた認知症対策が必要
- ・認知症に関する相談窓口の認知度は低い
- ・認知症で心配な点として「家族の介護負担」や「日常生活への支障」、「金銭・資産管理」が多く挙がっている

- ・在宅での生活を求める高齢者が多く、自宅での介護を支援するサービスの充実が求められている
- ・成果目標である「地域密着型サービス受給率」、「施設サービス受給率」は、ほぼ現状維持となっている
- ・通所介護や短期入所生活介護、施設・居住系サービスにおいて、サービスの受け皿の限界が懸念されている
- ・介護人材の不足による現場の負担が大きい
- ・介護現場での書類や事務作業などのシャドーワークによる作業の負担の大きさや、賃金等の労働環境の改善が求められている
- ・介護人材を確保していく上で、外国人の雇用に関連し、事業所の費用等の負担増が課題となっている
- ・利用者からのハラスメントを受けたことがある従事者は多く、対策が求められている
- ・事業所で働く職員の安全確保に向けた支援が求められている

- ・成果目標である「介護が必要になった場合に「在宅介護」を望む人の割合」は大きく増加している
- ・成果目標である「終活について何らかの取組を行っている人の割合」は減少している
- ・在宅での生活を求める高齢者が多く、自宅での介護を支援するサービスの充実が求められている
- ・「終活」を行っていない高齢者が多いが、「いずれは行いたい」の割合も高く、さらなる終活支援が必要
- ・地域包括ケアシステムの構築にあたり、地域や医療機関、事業者間との連携不足が課題となっている

国の方向性

（第10期介護保険事業計画基本指針より一部抜粋）

- ・総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や、利用者の要介護度・効果に着目した質の向上のための分析・評価を推進すること
- ・介護予防と地域の支え合いを一体的に実施するサポート拠点の整備・運営を検討すること

- ・住宅部局と福祉部局が連携しながら高齢者の住まいを安定的に確保すること
- ・民法及び社会福祉法の改正を踏まえた高齢者の権利擁護の推進を図ること
- ・養護者に該当しない者からの虐待防止等について、関係部署・機関等の連携体制強化を図ること
- ・介護を必要とする高齢者のみならず、家族介護者自身の生活・人生の質の向上に資する支援を進めていくこと
- ・多様なニーズに対応し適切にその役割を果たすために、地域包括支援センターにおける体制や環境の整備を進めること

- ・認知症になっても希望を持って暮らし続けることができるという「新しい認知症観」に基づき、認知症施策に取り組むこと
- ・認知症の人に関する理解を深めるために、認知症の人と家族等の参画を得ながら、市民の理解増進に向けた取組について、検討・実施を進めること
- ・認知症の人や家族等の状況に応じた相談体制に加え、認知症の人や家族等が互いに支え合い、交流が可能となるよう両者の参画を得ながら、相談体制の整備に向けた取組について、検討・実施を進めること

- ・2040年を見据えた中長期的なサービス見込量推計を実施し、地域の実情に応じたサービス提供体制の構築を検討すること
- ・介護人材確保に向けたプラットフォームの活用や、テックプロジョー導入等による生産向上、事業者の協働化・大規模化を通じた経営基盤の強化等を推進すること
- ・共通の課題認識をもって議論を行うなど、都道府県・市町村間及び市町村相互間の連携を図ること

- ・新たな地域医療構想を踏まえ、入院医療だけでなく外来・在宅医療・介護と連携した包括的な地域の医療提供体制の構築を検討すること
- ・高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、地域における在宅医療・介護の提供に携わる者その他の関係者の連携を推進するための体制の整備を図ること

【新計画】の体系（第2章 施策の展開）

基本目標1

介護予防・フレイル対策の充実

<施策>

- 1 フレイル予防の推進
- 2 介護予防をはじめとする地域支援事業の充実
- 3 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

基本目標2

高齢者の生きがいと安全安心な暮らしを支える施策の充実

<施策>

- 1 在宅福祉・生活支援サービス等の充実
- 2 高齢者の住まいの確保
- 3 高齢者の移動支援【新規】
- 4 頼れる身寄りのない高齢者への支援【新規】
- 5 高齢者の人権尊重と権利擁護の推進
- 6 高齢者虐待防止対策の推進
- 7 生きがいづくりと社会参加の場の充実
- 8 家族介護者への支援
- 9 安全で安心なまちづくりの推進
- 10 地域包括支援センターの効果的な運営

基本目標3

認知症施策の推進【認知症施策推進計画】【新規】

<施策>

- 1 認知症に関する理解の増進と普及啓発
- 2 認知症の予防と早期発見・早期対策の強化
- 3 本人及び家族支援の充実
- 4 認知症になっても安心できる地域づくり
- 5 相談体制の充実

基本目標4

介護サービスの基盤整備と介護保険事業の持続可能性の確保

<施策>

- 1 在宅サービスのニーズへの対応
- 2 地域密着型サービスの整備促進
- 3 施設サービスの充実
- 4 介護人材の確保・定着・質の向上に向けた支援
- 5 介護事業所の安定的運営に向けた支援
- 6 利用しやすい持続可能な介護保険事業の運営

基本目標5

在宅医療と在宅介護の連携強化

<施策>

- 1 切れ目のない在宅医療・介護の相談・提供体制の構築
- 2 関係者間の連携・情報共有の支援
- 3 終活支援の充実